

『東方教会法典』の神学

——「十字架上の聖体」の内的構造——

秋 山 学

序. 聖体論と教会法

キリスト教を内在的に理解しようとする試みとしては、まず聖書や教会史、典礼など、広く神学的方法に基づいてアプローチする方向性がある。それに対し、これと根本的に異なるものではないが、地上における〈キリストの体〉としての教会を、組織・機構面から探求する方向がある。「教会法」と呼ばれる分野である。

教会法の研究は、欧米では市民法の研究と並んで非常に盛んであるが、わが国には教会法の適用される対象、すなわち教会組織が非常に稀少であるため、教会法の研究者も少数にとどまる。さらに、歴史的に教会法の骨格を形成してきたカトリック教会の教会法に関しては、日本のカトリック教会がローマ典礼カトリック教会に限られるため、東方教会の教会法には、ほとんど先駆研究を見出すことができないのが実情である。

東方典礼カトリック教会の成員を対象とする『東方教会法典』(Corpus Canonum Ecclesiarum Orientalium : CCEO) は、そのラテン語原典が、教皇ヨハネ・パウロ二世(在位1978-2005)により1990年に発布された。こうして、それに先立ち1983年に公布されていたローマ典礼のカトリック教会法典(Codex Iuris Canonici)とともに東西教会の両法典がそろうことになり、普遍教会の教会法体系がひとまず整備されることになった。このうち後者に関しては、『カトリック新教会法典』(日本カトリック司教協議会教会行政法制委員会訳)として、有斐閣よりラテン語原文・邦訳の対訳版で1992年に出版されている。一方CCEOに関しては、ローマのオリエンターレ研究所教会法学部による『カノニカ』シリーズをはじめ、欧米の主要教会法学研究所から新たな研究が陸続と公にされている。しかしながらわが国では、上述したような状況のために、『東方教会法典』の原典の存在すらまだほとんど知られていない。

ところで筆者は、近代ラテン語で記されたこのCCEOについて、すでにい

くつかの論文のなかで考察してきた。その第一は「『東方カノン法』の世界へ——ポーランド・クラクフを通しての法比較論的断想——」¹であり、これに続き、特に司教選出の際の規定などをめぐって改めて記したのが「スロヴァキアの春——『東方教会法典』の規定と現代の「殉教者」たち——」²である。しかしながら紙幅の関係もあり、そもそも CCEO が公布された際の背景やその本質ないし特色などに関しては、十分に紹介することができなかった。筆者はもちろん教会法学の専門家ではないが、本邦では、ラテン典礼教会を対象とした上掲の『カトリック新教会法典』でさえも、一般にはあまり馴染みがない。したがって、邦訳もなくほとんど知られることのないこの『東方教会法典』を紹介することの意義は、小さくないと考えた。言うまでもなく、この『東方教会法典』全体を紹介するためには、ヨハネ・パウロⅡ世による序文を含めたその全体を訳出するのが最善なのであるが、これに関しては他日を期すこととし、本稿では教会法学者たちの研究を基に、その概要や特徴的な点・条文等を記すに留める。

筆者は、ビザンティン典礼教会に代表される東方典礼教会の特質は、なによりもまずその聖体理解にあると考える。聖体制定句とアナムネーシス、エピクレーシスを併せ含むビザンティン典礼にあって、聖体礼儀とは「最後の晩餐」の記憶を伝え続けることに留まらず、聖霊降臨と終末的霊の注ぎを内包するエピクレーシスまでの経過のうちに、全人類をそこに与からせる構造を秘めるものだと考えられる³。この聖体礼儀において出会いの場となるキリストは、十字架上に息絶えながらも「血と水」をその脇腹より流し、父の栄光の証しとして聖霊を注ぐ姿で現れる（ヨハネ福音書19.34参照）。〈キリストの体〉としての教会は、その聖体への与かりの場であり、教会法とは、その聖体に内的に与かる人々の地平を規定するシステム、すなわち「十字架上の聖体」の内的構造を記すものである。けれども同時に、聖体=教会がいかに外界と交わるかについての規定をも含んでいる。

日本のカトリック教会はすべてローマ典礼の信徒から成っているため、さしあたり適用される対象・実体を伴わない東方カトリック教会法の研究は、実定法としてではなく、神学的もしくは古代学的な目的のもとに行われる。したがって本稿の趣旨も、具体的な条文の適用や解釈ではなく、全体の紹介と神学的背景の考察を目的とすることになる。

1. 『東方教会法典』完成までの道のり

上述のように、筆者は教会法学の専門家ではない。したがって本稿の記述を進めるにあたっては、主としてディミトリオス・サラハス氏による論考「東方教会法典の法典化」⁴と、カルル・ゲロルト・フェルストによる簡にして要を得た報告「カトリックとは一様にラテン的ではないこと」⁵とを活用することにした。以下、主としてフェルストの論考をほぼすべて訳出しつつ、その基礎のもとに、以下の法典本文に関する考察を進めることにしたい。まずこの法典編纂に関する準備状況について紹介する。

1990年10月18日、使徒的憲章「聖なる条文」をもって、ローマ教皇ヨハネ・パウロⅡ世は『東方教会法典』を發布した。その発効は翌1991年の10月1日となった。すでに1858年、教皇ピウス9世（在位1846-1878）は、ベネディクト会修道士で後に枢機卿となるジョヴァンニ・バッティスタ・ピトラ（枢機卿在位1863-1889）に対し、ビザンティン典礼教会の教会法の原典集成を編纂するように依頼した。これはその後1864年から1868年にかけて『ビザンティン典礼教会法の歴史と遺産』という題のもとに公刊され、今日でも規範的な著作となっている。これにともない、第1ヴァティカン公会議（1869-1870）以前に、東方典礼カトリック教会のさまざまな条文規定を統一しようとする試みが始められ、その最初のものが「ブッラリア」（「勅書集」）そして「コックタネア」（「法令集」）の公刊として結実していったが、これらは東方カトリック教徒のため、また東方世界におけるカトリック教徒一般のために公布された教皇文書のみを含んでいた⁶。これらの集成より以前、東方カトリック教徒たちは、古代の文書集に含まれる古代の条文、使徒座による『会議録』、個々の教会による（使徒座公認・非公認の）司教会議、固有の慣習、総司教による法規、および民間当局によって發布された教会法規などに従っていた。しかしながら第1ヴァティカン公会議（1869-1870）以降、共通した条文の法典化が企図されるようになった。それ以降、ラテン教会全体のための法典の完成を待ち望む要望（注：これは1917年に *Codex Iuris Canonici* として發布される⁷。本稿ではこれを『旧法典』、1983年に發布された上掲のラテン典礼教会法を『新法典』と呼ぶ）に加え、東方典礼教会のための教会法典、すなわち「権威ある、完全に普遍的な」法典の完成を願う声が出されるようになった。それ以来、『東方教会法典』の發布までに約120年経ったが、この間、東方教会全体に共通する待望の法典を編纂する作業を起し、進捗させる上で、さまざまな変遷や、乗

り越えなければならない困難が多々あったとされる。

一方、同じ教皇ピウス9世は1862年、布教聖省（当時、東方カトリック教徒たちは教皇庁の中でここに「移住」させられていた）の中に、東方典礼のための固有の聖省を創設することを提案し、この聖省の枢機卿権限を持つ者に、次のような任務をも明確に委ねた。すなわち、東方教会の法典をまとめるために不可欠な研究を注意深く進めること、そして不可欠である限りにおいて、教会の規律が関わる諸々の書物をも精査すること、である。

第1ヴァティカン公会議の期間中にも、東方教会法典編纂のテーマが話題に上ったが、この時点ではメルキト典礼の総司教グレゴリオスII世ユスフ（在位1864-1897）、およびオラデア・マレ（現ルーマニア、当時はハンガリー）のギリシア・カトリック司教ヨセフ・パップ・スイラギ（在位1863-1873）、それに「宣教と東方典礼教会のための（準備）委員会」のみに、そして公会議の最中には、カルデア典礼総司教のヨセフ・アウドVI世（在位1847-1878）の調停に委ねられた。結果的に二人の総司教は、各々の東方教会それぞれに異なった教会法改革を要求する一方、委員会は、当初はすべての民族（教会）に共通する法典を、しかし次第にむしろ、カトリック教会全体に共通する規範を目指す方向へと向かった。

2. 第2ヴァティカン公会議までの準備作業

けれども、第1ヴァティカン公会議が唐突に終えられた後も、当初ローマ側からこれらの提案がさらに前向きに進められることはなかった。1926年、ラテン教会のための旧カトリック教会法典（CIC）が發布されて9年後に初めて、東方教会法の法典化というテーマが、1917年に教皇ベネディクト15世（在位1914-1922）によって設立された東方教会聖省（上掲）の総会において再び扱われ、その後延期され、再度すぐ1927年に取り上げられた。

この「東方教会聖省」については、サラヒヤス氏による論考を参照し、以下に記述を補う。1917年、教皇ベネディクト15世はラテン典礼教会のために『カトリック教会法典』を發布するばかりでなく「東方教会聖省」をも設置した。これはヴァティカン聖座の中の独立した機関、すなわち布教聖省から切り離された機関として立てられた。新しい聖省は、東方カトリック教会全体に有効な法典の發布の必要性を痛感していた。実際、東方教会聖省は、設立間もない頃、教会法がかなりなおざりにされている教会、あるいは意味を失い古び、不完全

となった条項を含む教会に対しては、個々の教会の司教会議において、古代の慣用にしたがい新たな法文をつくり、使徒座の校閲を経るべく提出するようにと回答していた。次第に全教会において、全東方教会に共通する条文、ないし共通でなければならないと考えられてきた条文が、ひとつの有機的な「法典」のうちに集められ、それが使徒座の配慮によって編集され、ローマ教皇によって発布されるのが最善のあり方だという見解が広まった。東方カトリック教会の教会法典に関する編纂の歴史的経緯は、使徒憲章「聖なる条文」(CCEOとともに1990年に公布)、およびCCEOの序文のうちに記されている。

上記の1927年、教皇ピウス11世(在位1922-1939)はこのための「幹部会議」ないし「幹事委員会」を任命し、自らその座長職に就いた。1929年、この幹事委員会は東方教会法典に関する準備研究のための枢機卿委員会へと改編され、結局1935年に「東方教会法典編纂のための教皇立委員会」となった。その過程では、3つの原則の決定が特に重要性を持っている。それは①ピウス11世の決断。すなわち、委員会が当初提言したように、1917年の旧法典に「東方的」なものを増して、全教会のための共通の法典を作るのではなく、カトリック東方教会に固有の法典を設けるべきであるということ。②ピウス11世が、この作業に当たって委員たちに最大限の自由を与え、委ねたこと。③東方教会からの派遣委員が、この作業に当たり、作業基盤としてラテン教会法典に従うべきであると一致して要請していたのに対し、ピウス11世がそれを一部に限定して認可したことである。ちなみにピウス11世が、個人的にはむしろ、複数の東方教会法典を編纂すること、すなわち個々の東方教会にそれぞれ一つずつ法典を編むことに傾いていた可能性は、全くあり得ないことではない。

題材の特別な複雑さ、および第2次世界大戦がもたらした外的な紛糾にもかかわらず、作業はすみやかに進捗した。1948年の1月、2666条よりなる全体の条文素案が委員会の総会で決議され、1949年から1957年にかけて、その中から全体で1590条より成る4つの部分がピウス12世(在位1939-1958)によって公けにされた。婚姻法(1949)、訴訟法(1950)、修道会法、財産法および語句の意味(1952)そして最後に人の法(1957)である。これをもって全体のおよそ6割が公布されたことになった。もっとも、1958年12月12日には教皇ヨハネス23世(在位1958-1963)が、「法典全体の公布は、これから召集を予定している教会一致的公会議のあとに続くべきである」との理由に基づき、さらなる他の部分、秘跡法の公布を見送った。この見解と、1959年1月25日に行われた式辞における表明との食い違いは、当時においてもまたおそらくは将来にあっても

明らかになることはない。その式辞で教皇ヨハネス23世は、東方教会法典の発布を、教会一致の公会議、ローマ教区の司教会議、そしてラテン典礼教会における旧法典の根本的改革などの出来事の先駆として告知していたのである。いずれにせよ現実には、第2ヴァティカン公会議を顧慮して、この時点でこの類の公布は実現を迫られるべきではない、ということが明らかとなった。

かくして作業は、さしあたり休止した。もっとも今度は、全教会のための唯一の法典という考え方が新たに浮上した。この考え方は、旧法典の認識に際しての「諸原則」という表現のうちに、間接的にその影響を見出す。すなわち、1967年の司教総会において、ペリクレ・フェリチ枢機卿（旧法典改訂委員会議長；枢機卿在位1967-1982）がこう表明している。～「〈一つの法典か二つの法典か〉（一つはラテン教会、もう一つは東方教会）」という問題に関して意見が割れており、この長年にわたって議論されてきた問題は、現在では回答することができず、それゆえ委員会は、諸原則の練り上げに際して、東方教会信徒にも適用されうるようなものを求めて努力してきた」～。しかしながらおそらく、当時はあちらこちらで、上掲の総司教グレゴリウスⅡ世とヨセフⅥ世の抱く概念が典拠として参照されていた。すなわち、東方カトリック教会が多数存在するように、「東方」の法典も複数存するのだ、と。かくしてともかくも、1967年は非常に混乱した展開をみせた。すなわち、全カトリック教会に共通な法典の弁護者があり、それは〈東方教会法の専門家〉をも含んでいた。また東方教会の多数性に見合った法典の数を擁護する者があった。そして最後に、（編纂中の）新法典とは異なった、すべてのカトリック東方教会に共通する法典を目指す、ただしその法典とは外枠構造を規定すべきものである、とする者があった。これらすべてが、「一つの法典」ないし「複数の法典」によって切り替わる「基礎的掟」をめぐる議論によってさらに複雑化していた。

3. 「東方カトリック教会に共通する一つの法典」に向けての決断

「一つ、二つ、ないしさらに多数の法典」のどれを目指すかという問題は、1972年によろやく決着を見た。この年の6月10日の日付をもって、教皇パウルスⅥ世（在位1963-1978）はそれまでの委員会を解散させ、「東方教会法典改訂のための教皇立委員会」を設立した。そして歴史的・学問的に（最終的にはすでに691年の第2回トゥルッリ教会会議、および787年の第2回ニカイア公会議が批准し、どちらも「カノンの」法集成のリストとして定められており）、また事

柄としてまったく正しい、すべての東方カトリック教徒に共通する法典を準備するという任務を課した。

委員会の執行部は自らの活動を直ちに開始した。12月の末には最初の作業班、「中央会議」がこれに続き、1974年には委員会の第1回総会が開催され、教皇庁立東方研究学院の教会法学部によって準備された「東方教会法典改訂のための指針となる原則」を採決した。その後他の9つの作業班が活動を開始した。1975年以降（1973年に準備会）、委員会はこのため固有の定期刊行物『ムンティア』を創刊した。この雑誌は、部分的には全権をもって、委員会の作業に対し、その作業が早急に細目まで遂行されうるように詳細な方向づけを行った。1984年には、最終的に法典編纂のための固有の作業班が設立された。

いまや作業の前提となったのは、一方ではいわゆる「当初のテキスト」、すなわちすでに公布された、またそれまでに存在した委員会によっては公布されていなかったテキストであり、他方ではある程度まで3ヶ国語（イタリア語、フランス語および英語）で公けにされていた、1974年の「原則」であった。

かくして、1980年には最初の素案となる「秘跡法」が、査定のために送付されるまでに至った。次いでかなり短い期間のうちに他の素案が続いた。諮問機関（個々の東方教会、少なくとも一つの東方教会における一つの位階が属す司教協議会——ドイツ司教協議会も含まれる——、ローマ教皇庁の諸聖省、ローマの教会系大学・学部、その他いくつか）によって届けられた「修正」に基づき、さらなる改訂を経たのち、1986年に個々の素案が「東方教会法典の草案」へとまとめられ、いよいよ委員会のすべての構成員に、査定のために提示された。届けられた修正案はそれぞれ専門の作業部会によって検討され、その見解ないし提言が1988年にふたたび委員会の構成員に届けられた。圧倒的な大多数により、否ほとんど満場一致で、1988年11月3日から14日にかけてローマで開催された委員会の総会が、最終的に草案を諮問委員たちによって提示された形でほとんど例外なく承認した。そして（作業）仮題であった *Codex Iuris Canonici Orientalis* に関して、この名では、ラテン典礼教会の *Codex Iuris Canonici* の付録だと見なされかねないことを避けるため、最終的な名を *Codex Canonum Ecclesiarum Orientalium* とすることも決議された。1989年1月28日には、総会による「最終草案」が教皇に廻され、教皇が、何人かの専門家を加え、副議長や委員会秘書のヒアリングを通して見直し、最終的に（わずかな）修正をとらない、1990年10月18日付けの使徒憲章「聖なる条文」をもって公布し、数日ののち司教総会の大会において世界の司教たちの代理人たちに提示し

たのである。

CCEOの素案が公表されるたびに、「ラテン化」（もしくはビザンツ化、つまり他の諸伝承を顧みることなく、古いビザンツ教会法に過度に近づくこと）への懸念が表明されてきた。だがこの批判は、過度に取り上げられるべきものではない。CCEOのなかの非常に多くのテキストは、事実上少なくとも語彙の上では新法典のテキストと一致しており、それらは第2ヴァティカン公会議のテキストに遡り、かくして全教会的な基礎を持つことになる。また、過度に基準を「中央化」しているとの批判も、考慮するには値しない。新法典の条文の数とCCEOのそれとをざっと比較してみるだけで、これは明らかとなる。前者が1752条に上るのに対して後者は1546条であり、しかもここから、新法典に対応しうる条項が含まれていないものは差し引かねばならないからである（たとえば、総司教、大大司教、首府大司教、それに自主権を有するその他の教会に関わる123個の条文）。

4. 『ローマ典礼カトリック教会法典』（新法典）に対する、 もう一つの「カトリック的」選択肢

また、当時からすでに理解できない仕方で表明されていた批判、すなわち「CCEOは総じて東方教会の古い教会法をすべて除去している」との非難も取るには当たらない。なぜなら、成文法に関わることがらに関してCCEOは確かに、CCEOに対立する共通のないし固有の条文、ないし、まったく新たに形成されたある事柄に関わるような条文は取り除いている。だがその他の条文に関してはすべてこれに触れることをせず、かつ慣習法に関わる事柄に関して、何百年も続きあるいはいつからとは知れぬ昔から続いてきた慣習については、CCEOに対立するものであっても、それが否認せられるものでない限り、効力を持つものとして留めてある。確かに、とりわけ総司教によって出された「当該の教会のすべての案件に関して、全世界レベルで力が及ぶべきだ」との主たる要求に対し、立法者（ローマ教皇）はこれを認めなかったが、教皇が総会の参加者に対し、1988年11月12日の謁見で「この法典の効力発生以後、教皇に対して当該の司教総会によって提起され、具体的に形づくられた要望は、きわめて慎重かつ好意的に検討する」と述べたことにより、当初の失望に対しては緩和が与えられた。ついでながら、CCEOの内容に関しては、総会での採決の結果がすでに示していたように、重大な異論はなかった。

CCEOの意義は、東方カトリック教会の一法典ということに尽きるものではない。なるほどCCEOは、実質的にはカトリック東方教会にのみ適用されるものであるが、個々の規定に関しては（そのうちには違法行為の成立も含まれる）、ラテン教会にも明確に当てはまる。かくして1983年の新法典は、CCEOによって部分的には補充され、部分的には修正されるのである。だがこのことが決定的だということですらない。たとえこの『東方教会法典』に対して「世紀の作品だ」などといった評価を下すには慎重であるべきだとしても（CCEOの編纂は、多くの理由により、必ずしも完遂されたとは言いがたい）、この法典によって、さまざまな法の条文テキストが公けにされたことになるが、それは多くの面において、「ラテン的」教会法学者や、個々の法規の基礎となっている幾多の神学的観念のゆえに「ラテン的」神学者が、関わりうる・ないし少なくとも関わるべき、テキストなのである。なぜならCCEOは、すでに他の場所で強調されてきたように、事実上新法典（そして「ラテン的」神学の多くの表現の）の「カトリック的選択肢」を提示しているからである。

換言するならば、CCEOは、次のことを明確に示している。すなわちカトリック教会にあっては、決して狭くはない枠組みの中で、一つの同じ問題に対し、同一の立法者によって批准された、どこまでも食い違う法的な（また神学的な）解決が可能であるということである。このことは次のように考えてみると幾分容易に理解されるかも知れない。すなわち、カトリック教会は、まさしくCCEOが少なくとも間接的に明瞭に示しているとおり、決して「一枚岩的な」塊なのではなく、「個々固有の法を有する教会 *Ecclesiae sui iuris*」の共同体なのである（このことはCCEOによって、幾分美しさに欠ける〈個々固有の法を有する典礼教会 *Ecclesiae ritualis*〉という新法典の呼び方を補うかたちで表明されている）。かくしてラテン教会と、この時点で21個であった東方カトリック教会の〈各々〉が、教会論的に同一の階段に立つならば、この集合体の一員としてのラテン教会も、固有の法を有するはるかに大きな教会と見なされる。そして歴史的根拠あるいは実際的情況において、固有の法を有するこれら（ラテン教会もあわせて22個）の教会すべてが、機構として完全に同じようには組織立てられていない、ということになるかも知れない。

5. 『東方教会法典』（CCEO）の内容梗概

ここで「カトリック的な別の選択肢」と言ったところで、それはもちろん、

新法典が7巻に分かれているようにCCEOが分けられておらず、単に30個の「部」に分けられている、ということを示しているわけではない。CCEOでは、いくつかの導入的条文の後に第1部として、信徒とその権利・義務に関する部があり、次いで固有の法を持つ教会に関する部が続き、その後ようやく他の条文が載る。そこには多くの具体的な個々の内容があり、歴史的な理由のみによってこのような「部」構成になっているわけではない。

以上ここまで、フュルストの論考を概訳する方針で記述を進めてきたが、フュルストの指摘によれば、『東方教会法典』はラテン典礼教会法典との比較において、次の5点が特色として挙げられる。 1 司教の任命・発議権 2 司祭の独身制の非義務 3 教会一致の神学的方向性 4 婚姻の秘跡の秘跡性・非契約性 5 刑罰の非応報性。

以下この5点について、注記考察を加えながら、また必要に応じてCCEOから関係する条文を訳出しつつ記述することにするが、その前に総計1546条より成るCCEO全体の展望を済ませておこう。訳語に関しては「新法典」に準拠し、かつ新訳をも試みた。『東方教会法典』は全体は計30個の「部」(Titulus)より成るが、以下、訳語としては、部 titulus・章 caput・節 articulus・款 °・条 canon・項 §・点 ° の順とした。また第25部第1章第5節第3款には条の上に a), b), ...の小区分があり、これは「問」とした。

序則 (cc. 1-6)

第1部 全キリスト信徒の権利と義務について (cc. 7-26)

第2部 自主権を有する教会とその典礼 (cc. 27-41)

第1章 何らかの自主権教会への帰属 (29-38)

第2章 典礼の保持 (39-41)

第3部 教会の至高権威 (cc. 42-54)

第1章 ローマ教皇 (43-48)

第2章 司教団 (49-54)

第4部 総司教教会 (cc. 55-150)

第1章 総司教の選出 (63-77)

第2章 総司教の権利と義務 (78-101)

第3章 総司教教会における司教総会 (102-113)

第4章 総司教庁 (114-125)

第5章 総司教座の空位、ないし障害事態 (126-132)

- 第6章 総司教教会の管区大司教 (133-139)
- 第7章 総司教区協議会 (140-145)
- 第8章 総司教教会の管轄区域、および総司教と司教会議が持つ、この管轄区域外への権限 (146-150)
- 第5部 大大司教教会 (cc. 151-154)
- 第6部 管区大司教教会と、自主権を有する他の教会 (cc. 155-176)
 - 第1章 自主権を有する管区大司教教会 (155-173)
 - 第2章 自主権を有する他の教会 (174-176)
- 第7部 司教区と司教 (cc. 177-310)
 - 第1章 司教 (177-234)
 - 第1節 司教の選出 (180-189)
 - 第2節 教区司教の権利と義務 (190-211)
 - 第3節 協働司教および補佐司教 (212-218)
 - 第4節 司教座の空位、ないし障害事態 (219-233)
 - 第5節 使徒座管理者 (234)
 - 第2章 司教区の管理の下に教区司教を補佐する機関 (235-278)
 - 第1節 司教区協議会 (235-242)
 - 第2節 司教庁 (243-263)
 - 第1款 司教筆頭代理および司教代理 (245-251)
 - 第2款 事務局長、その他の公証官および記録保存庫 (252-261)
 - 第3款 教区会計担当者および経済問題評議会 (262-263)
 - 第3節 司祭評議会および教区顧問団 (264-271)
 - 第4節 司牧評議会 (272-275)
 - 第5節 筆頭司祭 (276-278)
 - 第3章 小教区、教区司祭および小教区代理 (279-303)
 - 第4章 教会の主管者 (304-310)
- 第8部 代牧区と代牧者 (cc. 311-321)
- 第9部 自主権を有する教会の高位聖職者集会 (cc. 322)
- 第10部 聖職者 (cc. 323-398)
 - 第1章 聖職者の養成 (328-356)
 - 第1節 神学校の建立と管理 (331-341)
 - 第2節 奉仕職に向けての養成 (342-356)
 - 第2章 何らかの小教区への聖職者の帰属 (357-366)

第3章 聖職者の権利と義務 (367-393)

第4章 聖職者の身分の喪失 (394-398)

第11部 一般信徒 (cc. 399-409)

第12部 隠修者・その他の修道者, および奉獻生活に与かる信徒 (cc. 410-572)

第1章 隠修者・その他の修道者 (410-553)

第1節 一般的規準 (410-432)

第1款 修道者の教区司教, 総司教, 使徒座への従属 (412-417)

第2款 上長および修道会の会員 (418-432)

第2節 隠修修道院 (433-503)

第1款 隠修修道院の建立と廃止 (435-440)

第2款 隠修修道院の上長, 集会および財務管理者 (441-447)

第3款 自主権を有する隠修修道院への許可と修練期 (448-461)

第4款 奉獻ないし隠修修道誓願 (462-470)

第5款 会員の養成と隠修修道院の規律 (471-480)

第6款 隠遁者 (481-485)

第7款 総司教直属隠修修道院 (486)

第8款 他の隠修修道会への転属 (487-488)

第9款 禁域, および隠修修道院からの脱会 (489-496)

第10款 隠修修道士の除名 (497-503)

第3節 盛式修道会および単式修道会 (504-553)

第1款 盛式修道会, 単式修道会, 管区, 修道院の建立と廃止 (506-510)

第2款 盛式修道会および単式修道会における上長, 集会および財務管理者 (511-516)

第3款 盛式修道会および単式修道会への入会許可と修練期 (517-525)

第4款 盛式修道会および単式修道会における誓願 (526-535)

第5款 盛式修道会および単式修道会における会員の養成と修道規律 (536-543)

第6款 他の盛式修道会ないし単式修道会, あるいは自主権を有する隠修修道院への転属 (544-545)

第7款 禁域, および盛式修道会ないし単式修道会からの脱会 (546-550)

第8款 盛式修道会および単式修道会からの除名 (551-553)

第2章 修道者に倣い共同生活を送る会 (554-562)

第3章 在俗会 (563-569)

- 第4章 それ以外の奉獻生活の形態および使徒的生活の会 (570-572)
- 第13部 キリスト信徒の団体 (cc. 573-583)
- 第14部 諸国民のための福音宣教 (cc. 584-594)
- 第15部 教会の教導職 (cc. 595-666)
 - 第1章 教会の教える任務一般 (595-606)
 - 第2章 神のことばの奉仕職 (607-626)
 - 第1節 神のことばの教話 (609-616)
 - 第2節 信仰教育 (617-626)
 - 第3章 カトリック教育 (627-650)
 - 第1節 学校, なかんずくカトリック学校 (631-639)
 - 第2節 カトリック大学 (640-645)
 - 第3節 教会立大学および単科大学 (646-650)
 - 第4章 マス・メディアおよび特に書籍 (651-666)
- 第16部 聖なる祭義および特に秘跡 (cc. 667-775)
 - 第1章 洗礼 (675-691)
 - 第2章 堅信 (692-697)
 - 第3章 聖体礼儀 (698-717)
 - 第4章 痛悔の秘跡 (718-736)
 - 第5章 病者の塗油 (737-742)
 - 第6章 聖なる叙階 (743-775)
 - 第1節 聖なる叙階の執行者 (744-753)
 - 第2節 聖なる叙階を受ける者 (754-768)
 - 第1款 聖なる叙階を受ける者の要件 (758-761)
 - 第2款 聖なる叙階を受けないし執行する上での障害 (762-768)
 - 第3節 聖なる叙階に先立つべき事項 (769-772)
 - 第4節 聖なる叙階の時, 場所, 報告, 証明書 (773-775)
 - 第7章 婚姻 (cc. 776-866)
 - 第1節 司牧的配慮および婚姻に先立つべき事項 (783-789)
 - 第2節 無効障害の総則 (790-799)
 - 第3節 障害の各則 (800-812) 804 805
 - 第4節 混宗婚姻 (813-816)
 - 第5節 婚姻の合意 (817-827)
 - 第6節 婚姻挙式の方式 (828-842)

- 第7節 婚姻の有効化 (843-852)
 - 第1款 単純有効化 (843-847)
 - 第2款 根本的有效化 (848-852)
- 第8節 夫婦の離別 (853-866)
 - 第1款 絆の解消 (853-862)
 - 第2款 絆の解消をとまわらない離別 (863-866)
- 第8章 準秘跡, 聖なる場所と時, 聖人崇敬, 誓願・宣誓 (cc. 867-895)
 - 第1節 準秘跡 (867)
 - 第2節 聖なる場所 (868-879)
 - 第1款 教会堂 (869-873)
 - 第2款 墓地と教会的埋葬 (874-879)
 - 第3節 祝日と償いの日 (880-883)
 - 第4節 聖人, 聖画像および聖遺物に対する崇敬 (884-888)
 - 第5節 誓願と宣誓 (889-895)
- 第17部 他宗派キリスト教徒の教会への受け入れ (cc. 896-901)
- 第18部 エキュメニズム, ないしキリスト教徒の一致のための運動 (cc. 902-908)
- 第19部 個人および法律行為 (cc. 909-935)
 - 第1章 個人 (909-930)
 - 第1節 自然人 (909-919)
 - 第2節 法人 (920-930)
 - 第2章 法律行為 (931-935)
- 第20部 教会の職務 (cc. 936-978)
 - 第1章 職務に関する教会法的規定 (938-964)
 - 第1節 選挙 (947-960)
 - 第2節 請願選出 (961-964)
 - 第2章 職務の喪失 (965-978)
 - 第1節 辞任 (967-971)
 - 第2節 転任 (972-973)
 - 第3節 罷免 (974-977)
 - 第4節 剥奪 (978)
- 第21部 統治権 (cc. 979-995)
- 第22部 行政決定に抗する訴願 (cc. 996-1006)

- 第23部 教会の世俗的財産 (cc.1007-1054)
 - 第1章 世俗的財産の取得 (1010-1021)
 - 第2章 教会財産の管理 (1022-1033)
 - 第3章 契約および特に譲渡 (1034-1042)
 - 第4章 信心上の贈与一般および信心上の財団 (1043-1054)
- 第24部 裁判一般 (cc.1055-1184)
 - 第1章 裁判管轄 (1058-1085)
 - 第2章 裁判所の執務者 (1086-1102)
 - 第1節 法務代理, 裁判官, 聴取官 (1086-1093)
 - 第2節 公益保護官, 絆の保護官及び公証官 (1094-1101)
 - 第3節 裁判所の執務者の招集について (1102)
 - 第3章 裁判所において守るべき規律 (1103-1116)
 - 第4章 審理の順序 (1117-1123)
 - 第5章 期限および延期 (1124-1128)
 - 第6章 出廷を許可される者および裁判記録の作成と保管の方法 (1129-1133)
 - 第7章 訴訟当事者 (1134-1138)
 - 第8章 訴訟代理人および弁護士 (1139-1148)
 - 第9章 訴えと抗弁 (1149-1163)
 - 第10章 裁判回避の方法 (1164-1184)
 - 第1節 話し合い (1164-1167)
 - 第2節 調停 (1168-1184)
- 第25部 民事裁判 (cc.1185-1356)
 - 第1章 通常の民事裁判 (1185-1342)
 - 第1節 訴状 (1185-1189)
 - 第2節 召喚および訴訟手続の通知ないし通告 (1190-1194)
 - 第3節 争点の決定 (1195-1198)
 - 第4節 訴訟における審理の停止, 消滅および辞退 (1199-1206)
 - 第5節 証拠 (1207-1266)
 - 第1款 当事者の陳述 (1211-1219)
 - 第2款 書証 (1220-1227)
 - 第3款 証人と証言 (1228-1254)
 - 第1問 証人適格 (1230-1231)

- 第2問 証人の申請および却下 (1232-1238)
- 第3問 証人の尋問 (1239-1252)
- 第4問 証人の信憑性 (1253-1254)
- 第4款 鑑定人 (1255-1262)
- 第5款 実地臨検および裁判官の検証 (1263-1264)
- 第6款 推定 (1265-1266)
- 第6節 中間訴訟 (1267-1280)
 - 第1款 当事者の不出頭 (1272-1275)
 - 第2款 第三者の訴訟参加 (1276-1277)
 - 第3款 訴訟係属中の加害行為 (1278-1280)
- 第7節 調書の公表, 準備手続の終結および訴訟の口頭弁論 (1281-1289)
- 第8節 裁判官の判決言い渡し (1290-1301)
- 第9節 判決への不服 (1302-1321)
 - 第1款 判決無効の訴え (1302-1308)
 - 第2款 上訴 (1309-1321)
- 第10節 既判力, 原状回復および第三者の対抗 (1322-1333)
 - 第1款 既判力 (1322-1325)
 - 第2款 原状回復 (1326-1329)
 - 第3款 第三者の対抗 (1330-1333)
- 第11節 無償の弁護および裁判費用 (1334-1336)
- 第12節 判決の執行 (1337-1342)
- 第2章 略式民事裁判 (1343-1356)
- 第26部 特別訴訟 (cc. 1357-1400)
 - 第1章 婚姻訴訟 (1357-1384)
 - 第1節 婚姻無効訴訟 (1357-1377)
 - 第1款 管轄裁判所 (1357-1359)
 - 第2款 婚姻無効訴訟権 (1360-1361)
 - 第3款 裁判官と裁判所の責務 (1362-1363)
 - 第4款 証拠 (1364-1367)
 - 第5款 判決と上訴 (1368-1371)
 - 第6款 文書訴訟 (1372-1374)
 - 第7款 総則 (1375-1377)
 - 第2節 配偶者の別居訴訟 (1378-1382)

- 第3節 配偶者の死亡推定訴訟 (1383)
- 第4節 未完成の認証婚の解消訴訟 (1384)
- 第2章 聖なる叙階無効宣言の訴訟 (1385-1387)
- 第3章 主任司祭の罷免または転任の手続 (1388-1400)
 - 第1節 主任司祭罷免の手続 (1389-1396)
 - 第2節 主任司祭転任の手続 (1397-1400)
- 第27部 教会における制裁 (cc. 1401-1467)
 - 第1章 犯罪および刑罰の総則 (1401-1435)
 - 第2章 各種犯罪に対する刑罰 (1436-1467)
- 第28部 罰則を適用する際の手続き (cc. 1468-1487)
 - 第1章 刑事訴訟 (1468-1485)
 - 第1節 予備審査 (1468-1470)
 - 第2節 訴訟の進行 (1471-1482)
 - 第3節 損害賠償訴訟 (1483-1485)
 - 第2章 裁判手続きを踏まない布告による罰則の適用 (1486-1487)
- 第29部 法, 習慣および行政行為 (cc. 1488-1539)
 - 第1章 教会の法律 (1488-1505)
 - 第2章 慣習 (1506-1509)
 - 第3章 個別的行政行為 (1510-1539)
 - 第1節 裁判以外による決定を下す際の手続 (1517-1520)
 - 第2節 行政行為の執行 (1521-1526)
 - 第3節 答書 (1527-1539)
 - 第1款 特権 (1531-1535)
 - 第2款 免除 (1536-1539)
- 第30部 時効および期間の計算 (cc. 1540-1546)
 - 第1章 時効 (1540-1542)
 - 第2章 期間の計算 (1543-1546)

6. 『東方教会法典』の特性

さて、先に紹介したフルストの見解では、CCEOの特性は次の5点に集約される。

- ① 司教の任命・発議権

- ② 司祭の独身制の非義務
- ③ 教会一致の神学的方向性
- ④ 婚姻の秘跡の秘跡性・非契約性
- ⑤ 刑罰の非応報性；刑罰とは、犯罪によって負った傷を癒すための最後の手段であること

以下この5点について、ふたたびフェルストによる論考を訳出紹介しつつ、以下では必要に応じてCCEOの関係する条文を訳出しつつ、記述することにしてしよう。

①まず、司教の任命のシステムに関して、ラテン教会とは異なり東方教会では（「小さな」教会を除いて）、主たる権限は当該の教会それ自体に存する。すなわち総司教教会および大大司教教会にあっては、その教会の管轄区域の内部で任に就いているすべての司教は当該の司教総会によって選出され、管轄区域の外の司教については発議権（その都度少なくとも3名の候補者）を持つ。これに対して固有の権利を持つ首府大司教教会では、高位聖職者の評議会は管轄区域内での司教の任命に際して、「単に」発議権のみを所有する（順位上、その下位に位置づけられる「自主権を有する他の教会」に関しても同様である）。

：この事項に関しては、すでに本稿冒頭に挙げた「スロヴァキアの春——『東方教会法典』の規定と現代の「殉教者」たち——」で考察を済ませた。

②CCEOは、それ自体では司祭に独身義務を課していない。この問題は——使徒座の特別法規の留保つきで——それぞれの東方教会の立法に委ねられている。現在では、ラテン教会と同様に司祭の独身義務を定めているのは、インドのマラバルおよびマランカル教会の二つに過ぎない。

：この事項に関しては、第10部「聖職者」第3章「聖職者の権利と義務」に次のような条文がある。

第373条「天国のために選び取られ、祭司職に極めて適わしい聖職者の独身は、普遍的教会の伝承が伝えてきたように、いかなる場所でも大いに尊重されねばならない。同時に、婚姻に結ばれた聖職者の身分は、初代教会と東方教会の実践に基づき、幾世紀にもわたって認められてきたものであり、敬意をもって維持されねばならない」。

第374条「独身と既婚の聖職者は、貞潔の誉れのうちに輝きを保たねばならない。この目的を達成するためにふさわしい手段が用いられるべきであり、これを定めるのは特別の権限に属する」。

第375条「家庭生活を送り、子弟を教育することにおいて、既婚の聖職者は他

のキリスト教信徒に優れた模範を示さねばならない」。

③CCEOに認められる、教会一致的な執行の仕方と方法にも大きな意味が認められる。CCEOも一つのカトリック法典であり、その限りでカトリック神学に根ざしているのは確かである。けれども非カトリック教会・教会的共同体への敬意、それらへの歩み寄りが、非常に明確なかたちで述べられている。教会一致運動（エキュメニズム）のために単独の部（第18部）が充てられているだけでなく、個々の法規の連なり全体がより重要である。たとえば、個人の典礼を変更するに際しても、双方の好意とキリスト教徒の一致が要求される（40）。また非カトリック教徒が、総司教会議や（ラテン教会の司教区会議に相当する）司教区会議のオブザーバーとして招かれる場合には、投票権をも有することができる（322.4）。

婚姻法からさらに二つの例を挙げるとすれば、カトリックの法典で初めて、非カトリック教会・教会的共同体の立法権が公的に認められているが、それはまず、混宗婚において非カトリック側から提起された婚姻障害は、カトリック側によっても考慮されるべきであること（780.2.1）、そして、純粋にカトリック教徒2人のための結婚式挙行が早急の必要性を帯びた場合、もしそこに非カトリックの司祭しかいない場合には、婚姻の祝福を彼に依頼すべきであること（832.2）の二つである。

：この事項に関しては、順に指示された条文を訳出紹介することにしよう。

あ）第2部「自主権を有する教会とその典礼」第2章「典礼の保持」より。
第40条 第1項「自主権を有する教会の高位聖職者、およびその他の高位聖職者はすべて、自らの典礼を忠実に守り、かつ正確に遵守することに誠心誠意努めなければならない。そして組織上の進捗という理由による場合を除き、典礼の変改を認めてはならないが、つとめて相互の好意とキリスト教徒としての一致を維持せねばならない」。

第2項「それ以外の聖職者、および奉献生活に与かる会の会員は、すべて自らの典礼を忠実に遵守するばかりでなく、日々その典礼に関するより大いなる認識と、より完全なる実践を身に付けるという責務を負う」。

第3項「それ以外のキリスト信徒たちも、自らの典礼に対する認識と敬意をばぐみ、法的に何らかの例外がある場合を除き、どこであれそれを遵守する責務を負う」。

い）第9部「自主権を有する教会の高位聖職者集会」より。

第322条第4項「自主権を有する教会の高位聖職者集会はすべて、自らの法規

を定めることができる。その法規にあっては、できる限り、カトリック教会とまだ完全な交わりにはない教会の聖職者の参加が促される。その法規が効力を有するためには、使徒座によって批准されなければならない。

一方、以下特に婚姻関係の条項をめぐっては「非カトリックの」という表現が見られる。その際「非カトリックの東方教会」と続く場合が多いが、そのケースでは、ローマ教皇の首位権を認めていない東方教会（たとえば正教会）が意味されている。それ以外の場合であれば、プロテスタント諸教会を当てはめて考えることができるだろう。

う) 第16部「聖なる祭義および特に秘跡」第7章「婚姻」より。

第780条第1項「カトリック信徒の婚姻は、たとえそのうちの一者のみがカトリックである場合にも、神法のみならず教会法によっても統御される。その際、婚姻の単なる市民法的な効果に関しては、市民法上の権限による統括のうちにある」。

第2項「カトリック信徒と非カトリックの洗礼を受けた者との間の婚姻は、神法以外に次のものによっても支配される」。

第1問「非カトリックの者が属している教会ないし教會的共同体が、もし婚姻に固有の法を有している場合、その固有の法」。

第2問「非カトリックの者が属している教會的共同体が、もし婚姻に固有の法を欠いている場合、その者が拘束されている法」。

え) 同第6節「婚姻挙式の方式」より。

第832条第1項「もし法的基準に則って司式しうる司祭が、重大な不都合なしには、招かれぬし呼ばれ得ない場合には、式の執行を意図する者であれば、証人だけの前で、効力をもってまた合法的に、眞の婚姻を挙行しうる。すなわち」

第1問「死の危険に直面している場合」。

第2問「死の危険がなくとも、賢明に考えて、その事柄の状態が一ヶ月にわたって継続すると予想される場合」。

第2項「以上どちらの場合であっても、もし別の司祭がその場にいるのであれば、可能なら彼が、証人だけの前で、十全な婚姻の有効性をともない婚姻の祝福を受けるために、招かれることができる。そのような場合には、非カトリックの司祭であっても招かれることができる」。

第3項「婚姻が、単に証人の前でのみ挙行された場合、夫婦は、司祭から可能な限り速やかに婚姻の祝福を受けることをなおざりにしてはならない」。

④なお婚姻法はまた、CCEOがいかにか純然たる東方的伝統の上に立っているかを示す、格好の例でもある。この法典は新法典に見られる「契約」の論理とははっきりと距離を保ち、秘跡的・聖式的観点に主眼を置いている。すなわち、CCEO全体において、婚姻に関することで、「契約」ないし「契約を結ぶ」という概念は一度たりとも現れない。ここでは、婚姻がキリストの許での秘跡であるということが意識的に表現されている(776)。婚姻が「結ばれる」のではなく、婚姻の秘跡が祝されるのであり、司祭の祝福が規定の形式の本質的な構成要素なのである。

：この事項に関しても、指示された条項を訳出する。

第776条第1項「婚姻の誓約は、創造者によって建てられ、その掟によって制定されたものであり、それによって男女が、取り消すことのできない人格的な同意によって、全生涯にわたっての共同体を相互に築くものであって、その本性的性格により、配偶者の善と子弟の育成および教育のために定められている」。

第2項「キリストによる制定ゆえに、婚姻は、洗礼を受けた二人の間では次の理由により秘跡として有効である。すなわち配偶者が互いに、キリストと教会の間の完全なる一致の像に向け、神によって一つに結び合わされ、秘跡的恩寵によっていわば聖化され強められるためである」。

第3項「婚姻の本質的な特性は、一致と不解消性であり、これらは受洗者間の婚姻にあっては、秘跡であるがゆえに特別な堅固さを獲得する」。

⑤最後に、CCEOの刑法もまた、東方的伝統によって刻印されている。ここで刑罰は、決して「報い」なのではなく、犯罪によって帯びた傷を癒すための最後の手段なのである。このことはさらに、明瞭な仕方では広範囲に及ぶ帰結をもたらす。すなわちCCEOは一方では償いのための罰を知らず、行為による罰を知らず、永続的な罰を知らない。他方、まさしく「義務的な」罰を自らに伴う犯罪に際して、罰のみならず、刑事訴訟手続きをも回避するための、広範囲に及ぶ全権が所轄の上長に与えられている(1103)。また他方、たとえばおそらくは教会法において初めて、物理的ないし心理的な拷問が、犯罪構成要因となっている(1451)。また、なかなか興味深い細目に言及しよう。CCEOは——これも教会法において初めてのことであるが——精神的な財産の保護という基本的な規律を盛り込んでおり(1007)、固有の法を有する個々の教会に対して、国家法への顧慮の下に、これに関して詳細な規律を發布するように要請している。

：この事項に関しても、指示された条項を訳出する。

あ) 第24部「裁判一般」第3章「裁判所において守るべき規律」より。
第1103条第1項「すべてのキリスト信徒、なかんずく司教は、正義に鑑みて、神の民における訴訟は、できることならばこれを回避し、可能な限り速やかに平和的解決が図られるよう、つとめて尽力せねばならない」。

第2項「裁判官は、訴訟の当初よりまたいかなるその他の時点にあっても、善き決着への期待を抱きうる場合には必ず、両当事者を激励また援助し、共通の理解に照らして争いの公正な解決を図ることを怠ってはならない。この目的を達成するため、適切な方法を彼らに示し、仲裁のため重きをなす人々を招聘することも求められる」。

第3項「もし裁判が当事者たちの個人的善益に関わる場合、裁判官は、話し合えないし調停者を通じての和解によって、争いが有効に終結しうるかどうかが、注視せねばならない」。

い) 第27部「教会における制裁」第2章「各種犯罪に対する刑罰」より。
第1451条「人を略奪したり、不正に監禁したり、重い傷を負わせたり切り刻んだり、物理的ないしは精神的拷問を加えたりする者は、適切な刑罰をもって罰せられ、その際に重大な破門をも例外としない」。

う) 第23部「教会の世俗的財産」より。
第1007条「教会は、人間の霊的な財産を獲得する際に、自らに固有の使命がそれを要求する限りにおいて、世俗的な財産を必要とし用いる。それゆえ教会は、世俗的な財産を獲得・所有・管理そして譲渡するための生得的な権利を有している。その財産とは、教会に固有の目的、とりわけ神聖なる祭儀、使徒職の働きと愛の業、さらには奉仕者たちに対する適切な支援のために必要なものである」。

6. 『新カトリック教会法典』(CIC) との比較における 『東方教会法典』(CCEO)

ではいま、大きく「部」単位により、CICとの比較対照を試み、後ほど細部に関して両者が異なる部分を検討することにしよう。なおこの作業に際しては、先のフルストによる両者の対照表が至便であり、これに全面的に依拠した⁴。CICの構成については本稿末尾に概要を提示する。CICは集・巻・編・部・章・節の順で細分化されているが、箇所によってはもちろん、このグレー

ドがすべて尽くされて細分化されてゆくとは限らない。

まず CCEO には序則 (cc. 1-6) があり、これは CIC 第 I 集「総則」のなかの第 I 部以前に置かれた 6 条分にほぼ該当する。

続いて第 1 部「全キリスト信徒の権利と義務について」は、CIC 第 II 集「神の民」第 1 巻「キリスト信者」より第 1 部「すべてのキリスト信者の義務及び権利」に該当しよう。第 2 部「自主権を有する教会とその典礼」は東方教会に固有の事項である。第 3 部「教会の至高権威」は、CIC 第 2 巻「教会の位階的構成」第 1 編「教会の最高権威」に対応する。第 4 部「総司教教会」のうち第 6 章を除いては CIC に対応箇所がないが、同章は CIC 第 2 編「部分教会とその集合体」第 2 部「部分教会の集合体」第 2 章「管区大司教」に対応する。以下第 5 部「大大司教教会」と第 6 部「管区大司教教会と他の自主権教会」には CIC に対応箇所がない。第 7 部「司教区と司教」には先の第 2 編「部分教会とその集合体」のうち第 1 部「部分教会とその権威」以下がほぼ対応する。このあたり一貫して、「下からの教会」を目指す CIC と、原理としての位階制を留める CCEO では順序が逆になっているのが読み取れる。第 8 部「代牧区と代牧者」と第 9 部「自主権を有する教会の高位聖職者集会」にはほとんど対応物がなく、第 10 部「聖職者」には CIC 第 II 集「神の民」第 1 巻「キリスト信者」第 3 部「聖務者すなわち聖職者」がほぼ対応する。第 11 部「一般信徒」に対しては、CIC では順序が入れ替わってその前の第 2 部「信徒の義務および権利」が対応する。先と同様、位階制そのものの意義が強く残る東方教会の法典では、聖職者より前に信徒を出すことは無理であろう。第 12 部「隠修者・その他の修道者、および奉献生活に与かる信徒」に関しては、CIC 同集第 3 巻「奉献生活の会と使徒的生活の会」がほぼ該当する。もっとも、拙訳中で「隠修士」と「修道士」と訳し分けたのは、東方教会では典礼を中心とした修道生活が元来基本で、それが「モナコス」(隠修士)と呼ばれる者であり、そこに西方中世由来の活動を旨とする修道会が加わり、現在のバジリオ修道会のようなタイプは後者に分類されるため、この『東方教会法典』でも両者を立ててあるという背景を勘案したことによる。したがって、フルストの対応表では CIC の対応箇所として、両者に対し同一箇所が挙がる場合も多い。第 13 部「キリスト信徒の団体」には同集第 1 巻「キリスト信者」の第 5 部「キリスト信者の会」が対応する。結局第 1 部から第 13 部までは、ほぼ CIC 第 II 集「神の民」に対応するが、上述のように、CCEO では位階制に関して古代教会以来の伝承を継承しているため、CIC とは記載の順序が逆転している。

つづく第14部「諸国民のための福音宣教」には、CIC 第Ⅲ集「教会の教える任務」第2部「教会の宣教活動」が対応する。第15部「教会の教導職」は、同集全体の内容にほぼ対応する。したがってCCEOが、先の第14部を取り出し、独立の部として立てたということになる。結局この第14部・第15部は意味的に、CIC 第Ⅲ集に当たるといえる。

第16部「聖なる祭義および特に秘跡」はCIC 第Ⅳ集「教会の聖化する任務」全体にほぼ該当する。

そして第17部「他宗派キリスト教徒の教会への受け入れ」および第18部「エキュメニズム、ないしキリスト教徒の一致のための運動」はCCEO独自の部であり、のちほど全て訳出する。

第19部「個人および法律行為」は、CIC 第Ⅰ集「総則」の第6部「自然法および法人」、および第7部「法律行為」に該当する。第20部「教会の職務」は、CIC 同集の第9部「教会職に該当し、第21部「統治権」は同集の第8部「統治権」に相当する。

次の第22部「行政決定に抗する訴願」はCIC 第Ⅶ集「訴訟」の第5巻「行政訴願及び主任司祭の罷免または転任に関する規定」第1編「行政決定に対する訴願」に相当する。第23部「教会の世俗的財産」は新法典第Ⅴ集「教会財産」に相当し、次の第24部「裁判一般」は、先のCIC 第Ⅶ集「訴訟」第1巻「裁判一般」に対応する。第25部「民事裁判」は、CIC 同集の第2巻「民事裁判」に対応する。第26部「特別訴訟」はCIC 同集第3巻「特別訴訟」に該当し、第27部「教会における制裁」はCIC 第Ⅵ集「教会における制裁」の第1巻「犯罪及び刑罰の総則」第1部「犯罪の処罰一般」あたりに該当する。第28部「罰則を適用する際の手続き」はCIC 第Ⅶ集「訴訟」より第4巻「刑事訴訟」に含まれる。このあたり、CICでは第Ⅴ集「教会財産」、第Ⅵ集「教会における制裁」、第Ⅶ集「訴訟」に分かれて盛り込まれていた内容の条文が、CCEOでは異なった観点から別の一貫性をもって配列されている。

そして第29部「法、習慣および行政行為」はCIC 第Ⅰ集「総則」の第1部「教会の法律」第2部「慣習」第4部「個別的行政行為」に対応するが、CIC 第3部「一般的決定および訓令」にはCCEOの対応箇所がない。そして第30部「時効および期間の計算」はCIC 同集第10部「時効」および第11部「期間の計算」に該当する。CIC 同集第5部には対応箇所がない。

総じてCCEOは、CICでは第Ⅰ集に「総則」として立てた内容を、関連ごとに各「部」の間に割り込ませる傾向をもち、その結果全体としては、法典の

ヒエラルキア構造よりもむしろ、全体としての神学記述上の順序を滑らかにしようとする意図が感じられる。また末尾第29部および第30部は、CICでは冒頭に来るところであり、この相違に関しては、教会法典が通例の法規とは異なるということを明示するために、CCEOでは末尾に置かれたとされる (cf. G. Nedungatt (ed.), *A Guide to the Eastern Code* [Kanonika 10], Roma : Pontificio Istituto Orientale 2002, 810)。

なお本稿冒頭に記したように、『東方教会法典』の編纂作業が、すでに『旧法典』の編纂中に開始されていたことを反映して、少数ではあるが、『旧法典』の条項名などがそのまま継承されている場合がある (『旧法典』の構造についても本稿末尾参照)。たとえば第25部「民事裁判」第1章「通常の民事裁判」第6節「中間訴訟」では、対応する新法典では「当事者の不出頭」および「第三者の訴訟参加」のみから構成されているが、CCEOではその後に第3款「訴訟係属中の加害行為」が付加されている。これは旧法典の第4巻「手続き」第1編「裁判」第1部「裁判一般」の第11章「中間訴訟」に、やはり第3節として加えられているものである。

また同第10節「既判力、原状回復および第三者の対抗」には第3款「第三者の対抗」が付加されているが、新法典は第Ⅶ集「訴訟」第2巻「民事裁判」第1編「通常の民事裁判」に第9部「既判力及び原状回復」として「既判力」と「原状回復」の2章を立てるのみである。ところが旧法典は上と同じく第1部「裁判一般」の第14章「判決に対する法律上の救済」の第3節として「第三者の対抗」を置いている。ところが旧法典ではこれに先立つ2節は「上訴」および「判決無効の告訴」であり、これらは新法典では(逆の順序で)第Ⅶ集「訴訟」第2巻「民事裁判」第8部「判決への不服」を構成している。そしてこれらはCCEOでも、そのままの形で先行する第9節を構成している。結局、CCEOには「既判力、原状回復および第三者の対抗」として、「第三者の対抗」の分だけを旧法典からここに取り込んだ形になっている。

1917年の旧法典では、ローマ法以来の「人」「物」「行為」という3分法が踏襲されていたことが看取される。CCEOはCIC(新法典)と同じく、第2ヴァティカン公会議の神学を取り込んだ新しい教会法典の様相を呈しているが、全体を「部」立てとし、CICのような、いわば「中央集権的」構造を採っていない。その分、古代以来の「人」「物」「行為」の要素を読み込んで各「部」を順に分類することも可能である。すなわち第1部から第13部までは「人」に当たり、教会の位階的構造と地理的多様性を併せ示す。そして第16部が地上に

おける「しるし」としての「物」、つまり秘跡を記した部分である。そして第22部から第28部は「行為」(actio すなわち訴訟)に当たるが、先にフェルストも指摘していたように、その根底にあるのはあくまでも「癒し」を優先させた争いの解決であり、組織回復の方法であると考えられよう。その間に介在するのは、「総則」に当たるものと、公会議の神学である教会の「宣教性」に関する事項である。こうしてCCEOは「キリストの体」としての教会共同体の内的構造をめぐり、「位階制」および「組織の健全化」の間に「秘跡」を置くだけでなく、さらに「ことば」による宣教を、教会共同体から教会内外へのエネルギー発出と位置づけ、適宜各「部」の間に挿入している。こうした教会共同体における「ことば」の役割の強調は、CICに見られるよりも顕著である。したがって『東方教会法典』は、「ことばの持つ秘跡性」を十全に打ち出した法典となっていると言えるだろう。

7. 『東方教会法典』の特性

—— 第14部, 第17部, 第18部 ——

以上『東方教会法典』における特徴を、「ことばの持つ秘跡性の十全な表現」として取り出してみた。この意味で、CICに見られずCCEOに特徴的な第14部「諸国民のための福音宣教」および第18部「エキュメニズム、ないしキリスト教徒の一致のための運動」について、これを訳出することには十分な意義があると考えられる。一方第17部「他宗派キリスト教徒の教会への受け入れ」についても、「宣教」「エキュメニズム」「教会内への受け入れ」は相互に連動するため、CCEOに特徴的な条項として挙げることができるだろう。以下、これら3つの章の訳出にあたっては、すべてラテン語原典をテキストとして拙訳⁹⁾、時に英訳¹⁰⁾、およびハンガリー語訳¹¹⁾を参照するとともに、既刊の『新法典』の訳語を参考にした。

第14部 諸国民のための福音宣教 (cc. 584-594)

第584条第1項「〈すべての民に福音を述べ伝えよ〉とのキリストの教えに従い、聖霊の恩寵と愛とに衝き動かされた教会は、自らを完全に宣教的であると認識する」。

第2項「諸国民への福音宣教は、信仰と倫理の完全性を保持した上で、福音が自らを各国民の文化のうちに、すなわち教理教育、固有の典礼祭儀、聖なる芸

術、個別の法規、そして究極的には教会生活万般のうちに表現することができることを目的として行われる」。

第585条第1項「相応しく準備し、共通の法規範に則った適切な責任者によって派遣された宣教者を通じ、ローマ教皇の統率のもと、福音が全世界じゅうに告げ知らされるよう、適正に配慮することは、自主権を有する個々の教会の責務である」。

第2項「総司教教会の司教総会ないし高位聖職者の協議会には、宣教的教会の活動の中であらゆる司教区の協力をより効果的に推進するために、諮問委員会が補佐をおこなう」。

第3項「個々の司教区では、宣教のための試みを効果的に促進するために、司祭が任命されるべきである」。

第4項「キリスト信徒たちは、他者のために祈り、召命を推進し、それを自らの援助によって自由に支えることができるように、宣教のための認識と愛を、自ら自身と他者のうちに育まねばならない」。

第586条「なんびとであれ、教会に加わるように強いられたり、不適切な仕方で誘導・誘惑されたりすることは、厳格に禁じられる。その一方ですべてのキリスト信徒は、なんびとも不公正に煩わされることで教会から遠ざけられることがないように、宗教的自由の権利が擁護されるよう、配慮せねばならない」。

第587条第1項「自らを教会につなぐことを望む者は、典礼の祭儀をもって求道者として認められる。求道とは、単に教理や掟の説明の伝授を意味するものではなく、あらゆるキリスト教的生活の教授であり、しかるべき時間を要する伝習期間である」。

第2項「求道者の列に加えられた者は、キリスト信徒のためのみに限定されることのない、言葉の典礼あるいはその他の典礼祭儀への参与を認められる権利を有する」。

第3項「求道者が、いかなる規準によって統制されるべきか、その規準を提示するのは特別の権限に属する。それは、求道者によって何が果たされるべきか、彼らにどのような特権が認められるべきかを定めることによる」。

第588条「求道者は、第30条に則り、自主権を有するいかなる教会にも帰属する自由を有する。しかしながら、彼らの文化により適合する教会への帰属を妨害しうるような事柄は、いかなるものであれ、彼らに対して使囁かれることがないように留意せねばならない」。

第589条「異国出身の者であれ、当地出身の者であれ、宣教者は適わしき天性

と資質を備えていなければならない。彼らは宣教学の教育を受け宣教の靈性のうちに養成されるべきであるだけでなく、福音を告げ知らされる民の歴史と文化にも通じていなければならない」。

第590条「宣教の活動にあつては、若い教会が可能な限り速やかに成熟を獲得し、固有の位階による指導の下に自律し、福音宣教の任務を負い、継続する体制が確立されるよう、配慮せねばならない」。

第591条「宣教者たちは、次のことに誠心誠意配慮せねばならない。すなわち」
第1項「聖なる宣教への召命が、新生の信徒たちの間で賢明に生まれ、若い教会が可能な限り速やかに、当地出身の聖職者たちで潤うようにしなければならない」。

第2項「カテキスタ（教理教授者）は、聖職者たちのいわば有力な協働者として、自らの任務を、福音宣教においてのみならず典礼行為においても、可能な限り十全に挙行することができるように養成されねばならない。カテキスタが正当な報酬を受けることは、特別の法規によって取り計らわれねばならない」。
第592条第1項「宣教地区にあつては、一般信徒による使徒職のふさわしい形態が、特別な配慮のもとに促されることが望ましい。奉獻生活の会は、個々の民のもつ資質と能力に鑑みて推進されることが望ましい。学校その他、この種のキリスト教教育と文化的進展のための制度が、必要に応じて設立されることが望ましい」。

第2項「同様に、非キリスト教徒との対話と協力が、忍耐強く賢明に促されることが望ましい」。

第593条第1項「いかなる条件下の者であれ、すべての司祭は宣教地区において、一体となった司祭団を形成し、福音宣教に篤く尽力して協力せねばならない」。

第2項「また彼らは、他のキリスト教宣教団体と、主なるキリストのための一なる証しをおこなうために、第908条に則り、進んで協力しなければならない」。
第594条「宣教の地区とは、使徒座がそのように認めたものである」。

第17部 他宗派キリスト教徒の教会への受け入れ (cc. 896-901)

第896条「非カトリックの教会ないし教会的共同体において洗礼を受け、カトリック教会との完全な交わりのうちに、自らの意志で与かることを望む者には、それが個人の場合であれ団体としての場合であれ、必要以上の義務は何ら負わせてはならない」。

第897条「いかなる非カトリック東方教会のキリスト教徒であっても、各々の状況に応じた教理的・霊的な準備を省略して、カトリック信仰の表明のみにより、カトリック教会のうちに受け入れられるべきである」。

第898条第1項「いかなる非カトリック東方教会の司教をも、ローマ教皇以外に、総司教は総司教教会の司教総会の同意をもって、また自主権を有する首府大司教教会の首府大司教は、高位聖職者協議会の同意をもって、カトリック教会のうちに受け入れることができる」。

第2項「なんびとであれ、その他の者をカトリック教会に受け入れる権限は、その地区の高位聖職者に、ないしもし特別の法規が定めている場合には、総司教に属する」。

第3項「個々の一般信徒をカトリック教会に受け入れる権限は、もし特別の法規によって禁止されていない場合には、教区司祭にも属す」。

第899条「いかなる非カトリック東方教会の聖職者も、カトリック教会との完全な交わりに入るなら、自らの聖なる品級を、所定の管轄者によって定められた規範にしたがって行使することができる。しかしながら司教は、司教協議会の長であるローマ教皇の同意がなければ、その統治上の権限を有効に行行使することはできない」。

第900条第1項「年齢が14歳を満たしていない者は、両親の反対がある場合には受け入れられることができない」。

第2項「もしこの受け入れによって、教会もしくはその人個人に重大な不都合が予見される場合には、死の危険が迫っているのでなければ、受け入れは遅延されるべきである」。

第901条「もし、いかなる東方教会にも属していない非カトリック教徒がカトリック教会に受け入れられる場合には、彼らが有効に洗礼を受けている限り、上述の規範に対して適切な変更を施した上で、これを守らねばならない」。

第18部 エキュメニズム、ないしキリスト教徒の一致のための運動(cc. 902-908)

第902条「すべてのキリスト教徒の一致を回復するという切なる願いは、教会全体の関心事であるため、すべてのキリスト教信徒、とりわけ教会の司牧者たちは、主によって望まれた教会の一致の実現のために、聖霊の恩寵によって喚起される教会一致の活動に賢明に与かることにより、祈り尽力せねばならない」。

第903条「とりわけ東方カトリック教会には、すべての東方教会の間の一致を

促進する務めが課せられる。それはすなわち、特に祈り、生活の規範、東方教会の古代以来の伝承に対する宗教的忠実さ、相互のより良き認識、協力、行為と精神における兄弟的敬意をもって行われるべきである」。

第904条第1項「自主権を有する各々の教会における教会一致の運動の端緒は、固有の法規による特別な規準に従い、ローマの使徒座が普遍教会のためにこの運動を管轄するなかで、熱心に推進されねばならない」。

第2項「この目的のために、自主権を有する個々の教会では、もし状況による要請があれば、教会一致に関する事柄を調整するための有識者委員会が置かれることが望ましい。それは、同一の地区内でそれぞれの権限を行使する、自主権を有する他の教会の総司教および教区司教を交えた会議を開催するものである」。

第3項「同様に教区司教には、個々の司教区ごとの、ないしもし適切だと認められるならば複数の司教区ごとの、教会一致運動促進のための委員会が助言を行う。しかるに固有の委員会を持つことができない司教区にあっては、この運動を推進する特別な任務を負ったキリスト信徒が一人、教区司教によって任命され、これに当たるのが望ましい」。

第905条「教会一致の活動を展開する際には、とりわけ、開かれた忌憚のない対話、他のキリスト教徒たちと共通の企画を通して、偽りの平和主義・無関心主義・あるいは過度の熱狂などの危険を避け、しかるべき賢慮を守らねばならない」。

第906条「カトリック教会およびその他の教会ないし教會的共同体によって、いったい何が教えられ伝えられているかが、キリスト信徒たちに一層明らかになるよう、とりわけ神の言葉の説教者、社会的コミュニケーションの手段を管理する者、またカトリック学校、とりわけ上級学問の学院における教員・責任者として従事する者は、懸命に力を注がねばならない。」。

第907条「学校、病院、その他この種のカトリック施設責任者は、他のキリスト教徒たちがここを訪れあるいはここに滞在する際に、適切な奉仕者から靈的な助けを獲得し秘跡を受けることができるよう、取り計らわねばならない」

第908条「カトリック信徒は、〈聖なるものの交わり〉に関する規準を守った上で、何であれ他のキリスト教徒たちと協力しうる事柄に関しては、個々にはなく、結束してこれを果たすのが望ましい。それに属するのは、慈善活動、社会正義の行動、人間的人格および基本的権利の尊厳に関する擁護、平和の促進、母国の記念日、国民の祝日である」。

8. 『東方教会法典』におけるエキュメニズムの傾向 —— acatholicus をめぐって ——

ここまで『東方教会法典』の成立・構造・条項をめぐる考察を行ってきた。そもそもこの CCEO については、第1条「この法典の条文は、ラテン教会との関係に関する事柄で、明瞭に別記してある場合を除き、すべてのカトリック東方教会だけを対象としている」と明記されているのであるが、ことわが国でのこの CCEO 研究の意義ということ考えた場合、非キリスト信徒がいかにこの法典のうちに参与しうるか、という問題が浮上する。今この問題への手がかりを得るために、「非キリスト信徒」(acatholicus) という表現を中心にインデックスで辿ってみると、次のような条文が該当する¹²。以下、それが小項に収められている場合には上位の条文から訳出する。そこに認められるのは、「一なるキリストの聖体」を画するカトリックの秘跡性を厳格に保持しつつ、最大限、この聖体共同体のうちに与かりうる人々を受け入れてゆこうとする、柔軟な受容の精神性である。

第670条第1項「カトリックのキリスト信徒は、他のキリスト教徒たちによる聖なる祭儀に正当な理由をもって臨み、カトリック教会との交わりの段階に照らして、教区司教あるいは上なる權威によって定められた事柄を守ったうえで、そこに与かることができる」。

第2項「非カトリックのキリスト教徒にとって、聖なる祭儀をふさわしく寿ぎうる場所がない場合には、教区司教が、カトリックの建物ないし墓地ないし教会の使用を、自主権を有する教会に固有な特別法規に従い認めることができる」。

第671条第1項「カトリックの聖務者は、カトリックのキリスト信徒にのみ合法的に秘跡を授けることができる。信徒は同様に、同じ秘跡をカトリックの聖務者からのみ合法的に受けることができる」。

第2項「しかしながらもし必要性が要請し、あるいは真に靈的な有用性が促すなら、また誤謬や無関心主義の危険が避けられる限りにおいて、身体的あるいは倫理的にカトリックの聖務者に近づくことが不可能なカトリック信徒は、痛悔、聖体、および病者の塗油の秘跡を、その非カトリックの聖務者から受けることが許される。これは、その聖務者の属す教会において、秘跡が有効なかたちで公的に存在する場合である」。

第3項「同様にカトリックの聖務者は、痛悔、聖体および病者の塗油の秘跡を、カトリック教会と完全な交わりを有していない東方教会のキリスト信徒たちに対して、もし彼らが自発的にそれを望み、相応しく備えができているのであれば、合法的に授けることができる。これは他の教会のキリスト信徒たちについても、その教会が秘跡に関して、使徒座の判断により、東方教会が公的に定めているのと同様の条件にある場合には適合する」。

第4項「しかしながら、死の危険があるとき、もしくは教区司教あるいは総司教教会の司教総会、ないし高位聖職者会議の判断により、それ以外の重大な必要性が迫っているときには、カトリックの聖務者は同じ秘跡を、カトリック教会と完全な交わりを有していないその他のキリスト信徒たちにも合法的に授けることができる。それは彼らが、自らの教会的共同体の聖務者に近づくことができず、しかも自らの意志でそれを望み、その同じ秘跡に関してカトリック教会の信仰と一致する信仰を表明し、かつ相応しく備えが出来ている限りにおいてである」。

第5項「上記の第2、3、4項が関わる場合には、当該の非カトリック教会あるいは教会的共同体の、少なくとも地方管轄権威との協議を済ませた後でなければ、特別法規の規準は適用されない」。

第702条「カトリックの司祭には、非カトリックの司祭ないし聖務者と共に聖体礼儀を執り行うことは禁じられる」。

第705条第1項「カトリックの司祭は、いかなるカトリック教会のものであれ、その祭壇上で聖体礼儀を執り行うことができる」。

第2項「司祭として非カトリック教徒の教会で聖体礼儀を執り行うためには、その地区の高位聖職者の許可を必要とする」。

第833条第1項「当該地区の高位聖職者は、カトリックのいかなる司祭に対しても、非カトリック東方教会に属するキリスト信徒が、自らの教会の司祭の許に重大な不都合なしに赴くことができないう場合、彼らの婚姻を祝福する権限を付与することができる。それは彼らが自らの意志でそれを望み、かつ有効で合法的な婚姻の挙行に何事も支障とならない場合である」。

第2項「カトリックの司祭は、もし可能であれば、婚姻の祝福を行う前に、彼らキリスト信徒たちを管轄する権限に対し、この件について了解を得ておくことが望ましい」。

第834条第1項「婚姻の挙式を行ういずれかの側が、カトリック教会で洗礼を

受け、ないしカトリック教会に受け入れられた場合には、婚姻の挙行に関して公正に規定された形式が遵守されねばならない。

第2項「ただし、自主権を有する何らかの東方教会に所属するカトリックの者が、非カトリック東方教会に属する者と婚姻を挙行する場合、正当に規定された婚姻挙式の形式は、単に適法性だけのために遵守されねばならない。もっともそれが効力を発揮するためには、他の法的に守るべき事柄を遵守した上で、司祭による祝福を必要とする」。

第876条第1項「洗礼を受けた非カトリックの者には、当地の高位聖職者による賢明な判断に基づき、教会による葬儀が認められうる。それは彼らの意向が反対でない場合、また固有の聖務者を得ることができない場合である」。

結.

以上、本稿では『東方教会法典』（CCEO）をテキストに、東方カトリックの教会法が、聖体に代表される秘跡論との調和を見せながら、「ことばの秘跡性」を明らかにして宣教の姿勢を打ち出し、かつ自らの共同体への受容の可能性を最大限に開いて、現代世界に向けて可能な限り柔軟に対応しようとしている姿を見てきた。本稿冒頭に記したように、東方教会の聖体は十字架上に位置づけられるが、その透徹した秘跡性と同時に、CCEOに認められるこの柔軟性は、CICとの比ではなく大きいといえる。「カトリック性」「キリスト教性」と段階を踏むこの「共同体への受容」のための基準を、さらに極東の異文化国においていかに展開させうるか、それはまた稿を改めて論じなければならない課題である。

以下参考までに、本文中に現れた『新法典』および『旧法典』の概要について、それぞれの項目見出しのみを掲げて紹介する。

〔参考1〕『新法典』

第I集 総則 De normis generalibus (cc. 1-203)

第1部 教会の法律 第2部 慣習 第3部 一般的決定および訓令 第4部 個別の行政行為 第5部 規則および規定 第6部 自然法および法人 第7部 法律行為 第8部 統治権 第9部 教会職 第10部 時効 第11部 期間の計算

第II集 神の民 De Populo Dei (cc. 204-746)

- 第1巻 キリスト信者 (cc. 204-329) 第1部 すべてのキリスト信者の義務及び権利 第2部 信徒の義務および権利 第3部 聖務者すなわち聖職者 第4部 属人区 第5部 キリスト信者の会
- 第2巻 教会の位階的構成 (cc. 330-572) 第1編 教会の最高権威 第2編 部分教会およびその集合体 第1部 部分教会とその権威 第2部 部分教会とその集合体 第3部 部分教会の内部機構
- 第3巻 奉獻生活の会と使徒的生活の会 (cc. 573-746) 第1編 奉獻生活の会 第1部 すべての奉獻生活の会の通則 第2部 修道会 第2編 使徒的生活の会
- 第Ⅲ集 教会の教える任務 *De Ecclesiae munere docendi* (cc. 747-833)
第1部 神のことばの奉仕職 第2部 教会の宣教活動 第3部 カトリック教育 第4部 マス・メディア及び特に書籍 第5部 信仰宣言
- 第Ⅳ集 教会の聖化する任務 *De Ecclesiae munere sanctificandi* (cc. 834-1253)
第1巻 秘跡 (cc. 834-1165) 第1部 洗礼 第2部 堅信の秘跡 第3部 至聖なる聖体 第4部 ゆるしの秘跡 第5部 病者の塗油 第6部 叙階 第7部 婚姻
第2巻 他の聖なる崇敬行為 (cc. 1166-1204) 第1部 準秘跡 第2部 時課の典礼 第3部 教会の葬儀 第4部 聖人、聖画像及び聖遺物に対する崇敬 第5部 誓願及び宣誓
第3巻 聖なる場所及び時 (cc. 1205-1253) 第1部 聖なる場所 第2部 聖なる時
- 第Ⅴ集 教会財産 *De bonis Ecclesiae temporalibus* (cc. 1254-1310)
第1部 財産の取得 第2部 財産管理 第3部 契約及び特に譲渡 第4部 信心上の贈与一般及び信心上の財団
- 第Ⅵ集 教会における制裁 *De sanctionibus in Ecclesia* (cc. 1311-1399)
第1巻 犯罪及び刑罰の総則 (cc. 1311-1363) 第1部 犯罪の処罰一般 第2部 刑法及び刑罰的命令 第3部 刑罰制裁の対象者 第4部 刑罰及び他の処分 第5部 刑罰の適用 第6部 刑罰の消滅
第2巻 各種犯罪に対する刑罰 (cc. 1364-1399) 第1部 信仰及び教会の一体性に反する犯罪 第2部 教会の権威及び教会の自由に反する犯罪 第3部 教会の任務の侵害及びその行使に関する犯罪 第4部 誣告及び偽造の犯罪 第5部 特殊義務に反する犯罪 第6部 人の生命及び自由に

反する犯罪 第7部 付則

第Ⅶ集 訴訟 De processibus (cc. 1400-1752)

第1巻 裁判一般 (cc. 1400-1500) 第1部 裁判管轄 第2部 裁判所の
審級と種類 第3部 裁判所において守るべき規律 第4部 訴訟当事者
第5部 訴えと抗弁

第2巻 民事裁判 (cc. 1501-1670) 第1編 通常の民事裁判 第1部 訴
えの提起 第2部 争点の決定 第3部 争訟の審理 第4部 証拠 第
5部 中間訴訟 第6部 調書の公表、準備手続の終結及び訴訟の口頭弁
論 第7部 裁判官の判決言い渡し 第8部 判決への不服 第9部 既
判力及び原状回復 第10部 訴訟費用及び無償の訴訟救助 第11部 判決
の執行 第2編 口頭の民事訴訟

第3巻 特別訴訟 (cc. 1671-1716) 第1部 婚姻訴訟 第2部 聖なる叙
階無効宣言の訴訟 第3部 裁判回避の方法

第4巻 刑事訴訟 (cc. 1717-1731)

第5巻 行政訴願及び主任司祭の罷免または転任に関する規定 (cc. 1732-
1752) 第1編 行政決定に対する訴願 第2編 主任司祭の罷免又は転
任の手続

〔参考2〕『旧法典』

第1巻 総則 Normae Generales (cc. 1-86)

第2巻 人 De personis (cc. 87-725)

第1編 聖職者 第1部 聖職者一般 第2部 聖職者各身分 第2編
修道者 第3編 平信徒

第3巻 物 De rebus (cc. 726-1551)

第1編 秘跡 第2編 聖なる場所および嘉節 第1部 聖なる場所 第
2部 聖なる嘉節 第3編 聖なる表敬

第4編 教会の教導 第5編 教会禄および教会のその他の財団施設 第
6編 教会の世俗的財産

第4巻 手続き De processibus (cc. 1552-2194)

第1編 裁判 第1部 裁判一般 第2部 特定の裁判に関する特別規定
第2編 神のしもべの列福手続きおよび福者の列聖手続き 第3編 特定
の事件の処理および刑事制裁を科するための手続き

第5巻 犯罪および刑罰 De delictis et poenis (cc. 2195-2414)

第1編 犯罪 第2編 刑罰 第1部 刑罰一般 第2部 刑罰各種 第3部 各犯罪に対する刑罰

注

- 1 筑波大学比較文化学類学術誌『比較文化研究』第1号, 18-30, 2005。
- 2 同『比較文化研究』第4号, 49-65, 2008。
- 3 拙稿「ビザンティン典礼による聖体礼儀の神学——聖バジル典礼をテキストに——」, 筑波大学大学院人文社会科学研究所人文芸・言語専攻紀要『文藝言語研究文藝篇』54, 33-87, 2008を参照。
- 4 “La codificazione orientale”, in: Dimitrios Salachas-Luigi Sabbarese(ed.), *Codificazione latina e orientale e canoni preliminari*, 95-110, Città del Vaticano 2003.
- 5 Carl Gerold Fürst, *Katholisch ist nicht gleich Lateinisch: Der gemeinsame Kirchenrechtskodex für die Katholischen Ostkirchen*, in: *Herder-Korrespondenz* 45 (1991), 136-140.
- 6 *Bullarium Pontificium Sacrae Congregationis de Propaganda Fide*, Roma 1839-1841: *Collectanea Sacrae Congregationis de Propaganda Fide*, Roma 1907: T.Anaissi, *Bullarium Maronitarum*, Roma 1911.
- 7 日本語訳はL.チヴィスカ訳『カトリック教会法典』(有斐閣, 1962年)。
- 8 *Canones Synopse zum Codex Iuris Canonici und Codex Canonum Ecclesiarum Orientalium* (Friburg/Basel/Wien 1992)。
- 9 *Codex Canonum Ecclesiarum Orientalium*, auctoritate Ionannis Pauli PP. II promulgatus, Città del Vaticano 1990.
- 10 *Code of Canons of the Eastern Churches: Latin-English Edition*, Translation prepared under the auspices of the Canon Law Society of America, Washington, D.C. 1992.
- 11 Hollós János, *Jegyzetek a Keleti Egyházak Törvénykönyvéhez I-II*, Téglás-Budapest 2003.
- 12 cf. Ivan Žužek S.I.(ed.), *Index Analyticus codicis canonum ecclesiarum orientarium* [Kanonika 2], Roma: Pontificio Istituto Orientale 1992.